

訴 状

2024（令和6）年 9月20日

大阪地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人弁護士	江	上	武	幸
同	宮	地	信 太 郎	
同	毛	利		倫
同	青	木	歳	男
同	田	上	普	一
同	佐	藤	潤	一
同	鍋	島	典	子

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

損害賠償等請求事件

訴訟物の価格 金1億3823万6344円

貼用印紙額 金43万7000円

予納郵券額 電子納付希望

第1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、1億2167万1988円およびこれに対する令和6年5月16日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は原告に対し、623万3958円およびこれに対する令和6年5月16日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。

3 被告は原告に対し、1033万0398円およびこれに対する令和6年5月16日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
との判決並びに第1～3項につき仮執行の宣言を求めらる。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、平成26年4月1日から令和5年11月30日まで毎日新聞●●販売所を、平成29年12月1日から令和5年11月30日まで同▲▼販売所を、平成30年9月1日から令和5年11月30日まで同■■販売所を經營してきたものである。

(2) 被告は、日刊新聞毎日新聞を發行する株式会社である。

2 事案の概要

本件は、被告の發行する毎日新聞の販売店であった●●販売所、▲▼販売所、■■販売所（以下「本件販売所」という。）を經營する原告が、被告から本件販売所經營に必要な部数を超える新聞を供給され続けた結果、經營が困難となり廃業を余儀なくされたため、債務不履行もしくは不法行為に基づく損害賠償として、必要部数を超える新聞の仕入代金1億6406万1785円から未払代金4238万9797円を相殺した残金1億2167万1988円と信認金623万3958円、および營業讓渡金1033万0398円の各支払い並びにこれらに対する内容証明郵便による請求到達の日の翌日である令和6年5月16日から支払い済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを求めらる事案である。

3 事実経過

(1) 平成26年4月1日、原告は被告と兵庫県●●市の一部を業務地域とする毎日新聞●●販売所の販売店契約を締結し、同販売所の經營權を前經營者訴外Aから讓渡金556万6166円で譲り受けた（甲A1）。

平成27年7月1日、原告は●●市の一部区域の営業権を毎日新聞✕販売所と同■■販売所を經營する訴外AAから計78万5444円で譲り受け、●●販売所の營業区域に編入した（甲A2～3）。

(2) 平成29年12月1日、原告は被告と兵庫県●●市の一部を業務地域とする毎日新聞▲▼販売所の販売店契約を締結し、同販売所の經營権を前經營者訴外BBから譲渡金282万9618円で譲り受けた（甲A4）。

(3) 平成30年9月1日、原告は被告と神戸市東灘区の一部を業務地域とする毎日新聞■■販売所の販売店契約を締結し、同販売所の經營権を前經營者訴外AA昌生から譲渡金478万2397円で譲り受けた（甲A5）。

(4) 原告と被告は、令和5年11月30日をもって、本件各販売所の販売店契約を合意解除した（甲A6）。

(5) 原告は被告に対し、令和6（2024）年5月14日付内容証明郵便にて、譲渡代金1033万0398円および信認金623万3958円並びに押し紙仕入代金1億6468万3531円の支払いを請求し、同郵便は翌5月15日に到達した（甲A8の1～2）。

4 前提事実

(1) 新聞業における特定の不公正な取引方法（以下、「新聞業特殊指定」という。）は、公正取引委員会が独占禁止法2条9項6号、同71条に基づき新聞事業分野における特定の不公正な取引方法を指定したものである。第3項は、独占禁止法2条9項5号の法定優越的地位濫用行為禁止を受け、新聞業界における不公正な取引方法として、販売店經營に真に必要とする部数を超える新聞を供給する行為（いわゆる「押し紙」）を定めたものである。

また、不公正な取引方法に該当するとされるためには公正競争阻害性が必要であるが、第3項にその記述はないものの、同項各号の構成要件に該当する行為は、原則として公正競争阻害性を有するものと捉えられ、例外的に「正当かつ合理的な理由がないのに」という要件において公正競争阻害性の有無

が検討される構造になっている。

- (2) 特殊指定第3項1号は、「一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの限紙の申出に応じない方法による場合を含む。）」（以下、「注文部数超過行為」とい。）と規定している。

なお、北國新聞社事件において、公正取引委員会は「注文部数」とは実配部数に正常な商慣習に照らして適当と認められる予備紙等を加えたものであるとの解釈を示している。

5 本件事案の特殊性

新聞販売店の注文は、FAXやメール等により行われるのが普通であるが、原告の場合は担当の訪店時に入り止め数を報告するだけで送付部数は被告が決定していた。

被告の販売店に対するこのような新聞の供給方法は、昭和30年の新聞業特殊指定が制定される以前に見られた旧態依然とした押し紙の販売方法である。

6 債務不履行および不法行為責任

(1) 債務不履行責任

被告は毎月の請求書に「新聞部数を注文する際は、購読部数に予備紙等を加えたものを超えないでください。」と印刷し、販売店に対して「積み紙」を禁止している。同時に、「当社は、注文部数を超えて新聞を供給いたしません。」との文言が印刷されているが、これは、被告は販売店に対して「押し紙」をしないことを約束している文言である。よって、毎月の請求書に上記の文言があらかじめ印刷されていることから、被告は販売店契約上、原告ら販売店に対し押し紙をしない契約上の債務を有することは明らかである。

(2) 不法行為責任

ア 特殊指定3項1号本文は、新聞発行業者の販売業者に対する「注文部数超過行為」（第1類型の押し紙）を禁止している。この独占禁止法違反行為が直ちに私法上の不法行為となるか否かについては見解が分かれているが、

通説・判例は、独禁法違反行為＝不法行為との見解を示している。

イ 仮に、直ちに不法行為にはならないとしても、押し紙禁止規定は販売店経営者の保護を目的とした規定であることから、新聞発行本社が正当かつ合理的理由がないのに押し紙を行った場合には、販売店の利益を侵害し損害を与えるもので、不法行為が成立する。

(3) 損害

ア 平成11年告示第3項1号本文の注文部数超過行為の押し紙禁止規定は、新聞発行本社が販売店の経営に真に必要なとする部数を超える新聞を供給することを禁止したもので、原告が●●販売所・▲▼販売所・■■販売所の経営に真に必要なとした部数は実配数に2%の予備紙を加えた部数で足りる。

イ 原告が被告の債務不履行および不法行為によって被った損害は、訴状別紙(1)・(2)・(3)の押し紙一覧表記載の押し紙部数に原価を乗じた本紙セット分損害合計金額6918万0716円と朝刊分損害合計金額9488万1069円の合計1億6406万1785円である。

ウ 相殺後の損害

被告の主張によれば、販売店契約解除時に原告は被告に対し4238万9797円の新聞仕入代の未払債務があったとのことであるため(甲A7)、本訴状で訴状別紙(1)・(2)・(3)押し紙一覧表記載の平成26年4月から上記4238万9797円に満つるまでの損害賠償債権と被告に対する1億6406万1785円の損害賠償債権と対等額で相殺する。

よって、相殺後の損害賠償請求金額は1億2167万1988円である。

7 預託金返還請求権

原告は被告に対し販売店経営の信託金として623万3958円を預託していた。よって、原告は被告に対し623万3958円の預託金返還請求権を有する。

8 経営権譲渡代金支払請求権

原告は本件販売店契約合意解除により、●●販売所・▲▼販売所・■■販売所の経営権を被告に返還したが譲渡代金の支払いは未了である。原告の算定によれば、譲渡代金は●●販売所が492万3303円、▲▼販売所が174万9668円、■■販売所が365万7427円の合計1033万0398円が相当である。

よって、原告は被告に対し1033万0398円の経営権譲渡代金請求権を有する。

9 結論

被告は原告に対し、債務不履行および不法行為に基づく損害賠償として押し紙仕入代金相当金1億2167万1988円、預託金返還金623万3958円、経営権譲渡代金1033万0398円の合計1億3823万6344円の請求およびこれに対する内容証明郵便による請求の意思表示が到達した日の翌日である令和6年5月16日から支払い済みまで年3分の遅延損害金の支払いを求めて本訴におよぶ。

(証拠方法)

別紙証拠説明書記載の通り

(添付書類)

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 資格証明書 | 1通 |
| 2 | 甲A・B号証 | 各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |